

第52回全国消防救助技術大会等協賛要領

（趣旨）

第1条 この要領は、第52回全国消防救助技術大会等実行委員会設置要綱第16条の規定に基づき、第52回全国消防救助技術大会及び第52回消防救助技術関東地区指導会（以下「全国大会等」という。）の開催趣旨に賛同する企業や団体、個人（以下「企業等」という。）が行う協賛について、必要な事項を定める。

（協賛の種類）

第2条 この要領における協賛とは、企業等が第52回全国消防救助技術大会等実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次に掲げる行為をいう。

- （1）金銭協賛 全国大会等の準備及び運営に要する金銭の提供
- （2）物品協賛 全国大会等の準備及び運営に要する物品の提供

（協賛の申込等）

第3条 協賛を希望する企業等は、第52回全国消防救助技術大会等協賛申込書（様式1。以下「申込書」という。）を実行委員会委員長に提出する。

2 実行委員会委員長は、協賛の申込みを行った企業等（以下「申込者」という。）が第6条第1項各号に該当しないことを確認した上で受理する。

3 実行委員会委員長は、協賛の内容が確定したときは、申込者に対して速やかに第52回全国消防救助技術大会等協賛申込受理書兼請求書（様式2。以下「請求書」という。）を送付するものとする。

（協賛の納付等）

第4条 金銭協賛を行う申込者は、指定する金融機関の口座へ期日までに納付するものとし、振込みに要する費用は申込者の負担とする。

また、領収書は、金融機関が発行する振込金受取書等をもって代えるものとする。

2 物品協賛を行う申込者は、指定する方法（期日を含む。）により物品を納入するものとし、納品等に要する費用は申込者の負担とする。

なお、実行委員会委員長は、物品の受領後、速やかに受領書を発行する。

（協賛の用途）

第5条 協賛金（物品を含む）は、次に掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 全国大会等を広く周知するために要する経費
- (2) 全国大会等の来場者へのおもてなし（配布物等）に要する経費
- (3) 全国大会等の会場設備等に要する経費
- (4) 全国大会等に併せて開催する防火・防災イベントの準備及び運営等に要する経費
- (5) その他全国大会等の準備及び運営等に要する経費

（協賛の不受理等）

第6条 実行委員会委員長は、申込者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとし、申込者に対してその旨を通知するものとする。

- (1) 全国大会等の品位を傷つけ、又は、正しい理解を妨げるおそれがあるとき。
- (2) 法令、又は、公序良俗に反するとき、若しくは社会的に非難を受けるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又は、そのおそれがあるとき。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員が支配し、若しくは関与し、又は、そのおそれがあるとき。
- (5) その他実行委員会委員長が不適當と認めたとき。

2 実行委員会委員長は、申込を受理した後、申込者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、又は、該当するに至った場合は、協賛を取り消すものとし、申込者に対して、その旨を通知する。

（協賛の特典）

第7条 実行委員会委員長は、協賛を行う企業等（以下「協賛者」という。）に対して、別表1に定める協賛金額に応じた特典を提供するものとする。

なお、物品協賛を行う協賛者に対しては、協賛内容を勘案した上、別表1の特典の適用及び種類を決定するものとする。

（特典提供の停止）

第8条 実行委員会委員長は、協賛者が次のいずれかに該当する場合は、特典の提供を停止することができるものとする。

- (1) 協賛内容について、不正の事実を発見したとき。
- (2) 協賛者の故意又は過失により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。
- (3) 協賛者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

- (4) 協賛者が第6条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) その他、実行委員会委員長が特典の提供を停止する必要があると認めるとき。

(協賛金等の返還)

第9条 実行委員会委員長は、前条の規定により特典の提供を停止した場合は、協賛者から既に提供された金銭及び物品の返還は行わないものとする。

2 自然災害等の発生により全国大会を中止するなど、実行委員会の責めに帰さない事由により特典の提供を中止した場合は、協賛者から既に提供された金銭及び物品の返還は行わないものとする。

ただし、中止時期等の状況により、実行委員会委員長が検討の必要があると認める場合は、協賛者と個別に協議し、決定するものとする。

(賠償責任)

第10条 協賛者が次のいずれかに該当したときは、その被害者に対して損害を賠償しなければならない。

- (1) 協賛の実施にあたり、自らの責めに帰すべき理由により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第8条の規定による特典提供の停止を受けたことにより、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに関して必要な事項は、実行委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月30日から施行する。